

令和3年度 神奈川県立百合丘高等学校不祥事ゼロプログラム

神奈川県立百合丘高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 プログラムの実施について

- (1) 神奈川県立百合丘高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭、事務長及び総括教諭は校長を補佐する。プログラムの実施・検証の具体的手続きについては、事故・不祥事防止会議が行う。
- (3) 職員はルール遵守を旨とし、一人ひとりがプログラムの実施主体としての自覚を持ち、継続的に不祥事防止に取り組む。特に経験の浅い職員は教育公務員としてのモラルを身に付けるとともに、思わぬところに事故・不祥事の種があるということを研修ならびにベテランや管理職とのコミュニケーションをとおして主体的に学ぶ姿勢を持つ。
- (4) プログラムの実施においては年度当初に課題を職員に提示して全体的な行動計画を示すとともに、時期に応じてプログラムを実施し、新採用職員等に対する研修等にも力を入れる。
- (5) 事故・不祥事ゼロに向けた取組みの重点目標を「生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止」とする。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

【課題】 法令の遵守、服務規律の徹底

【目標】 教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図り、公務外非行や交通事故を未然に防止する。

【行動計画】 ① 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施する。

② 経験の浅い職員を対象に協議を実施し、事故防止に係る決意をまとめ、職場研修において報告する。

③ 職場研修をとおして公務員としての自覚とモラルの向上、法令順守等について徹底する。

④ 酒席が多くなる時期には特に注意喚起を徹底する。

⑤ 職員相互及び管理監督者とのコミュニケーションを大切にし、健康に留意し、ささいな問題でも指摘しあえる職場づくりを進める。

(2) 職場のハラスメント

【課題】 パワハラ、セクハラ、マタハラ等の防止

【目標】 職員の人権を尊重し、ハラスメント行為の発生を未然に防止する。

- 【行動計画】
- ① 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施する。
 - ② 経験の浅い職員を対象に協議を実施し、事故防止に係る決意をまとめ、職場研修において報告する。
 - ③ 組織的な相談体制を構築し、より円滑な組織運営を進める。
 - ④ 一人で悩みを抱え込むことがないように、ハラスメント相談窓口を広く周知する。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

【課題】 パワハラ、セクハラ、マタハラ等の防止

【目標】 職員の人権を尊重し、ハラスメント行為の発生を未然に防止する。

- 【行動計画】
- ① 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施する。
 - ② 経験の浅い職員を対象に協議を実施し、事故防止に係る決意をまとめ、職場研修において報告する。
 - ③ 職員の人権意識を高める研修をし、生徒の人権を考慮した指導力の向上を進める。
 - ④ 組織的な相談体制を構築し、より円滑な組織運営を進める。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

【課題】 体罰、不適切な指導の防止

【目標】 生徒の人権を尊重して指導にあたり、体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

- 【行動計画】
- ① 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施する。
 - ② 経験の浅い職員を対象に協議を実施し、事故防止に係る決意をまとめ、職場研修において報告する。
 - ③ 生徒理解に基づく指導を徹底する。
 - ④ 体罰等の未然防止のための環境整備を進める。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

【課題】 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

【目標】 実効性のある点検体制を再構築し、定めたマニュアルに基づき確実に業務を行う。

- 【行動計画】
- ① 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施する。
 - ② 経験の浅い職員を対象に協議を実施し、事故防止に係る決意をまと

め、職場研修において報告する。

- ③ 該当業務を行う前に、職員全体で点検体制や業務マニュアルを再確認し、入選業務に関する職員の共通理解を徹底する。
- ④ 過去の調査書・通知書等の作成や成績処理に係る事故、入学者選抜における事案について、職員に周知し、事故の未然防止に努める。
- ⑤ 保存すべき文書の保管場所・保管期間について周知徹底し、適切に行う。
- ⑥ 気にかかることをそのままにせず「報告・連絡・相談」を適切に行う。

3 評価・検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について検証を行い、見直しの必要があった場合は、令和3年10月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、令和3年1月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和3年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和3年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

4 実施総括・報告

3(3)の検証を踏まえた「実施結果」を取りまとめのうえ、検証結果をホームページへ掲載する。

5 次年度計画の策定

令和3年度不祥事ゼロプログラムの最終検証・評価を踏まえ、令和4年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。